

さいたま市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)により改正された、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定について、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の審査基準を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 さいたま市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、前条の指定を行わないものとする。

附 則

この審査基準は、令和5年12月14日から施行する。